

## 平成 2 1 年度 経営計画（改定後）

平成 2 1 年度の貸付けについて

平成 2 1 年度の債券発行について

平成 2 1 年度のリスク管理及び内部統制について

平成 2 1 年度の地方支援業務について

地方公共団体金融機構

## 平成 21 年度の貸付けについて

### 1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

### 2. 平成 21 年度貸付計画の概要

平成 21 年度地方債計画（改定後）における機構資金（18,830 億円）を踏まえ、14,290 億円を計上。（対前年度比 90.8 億円、6.8% の増。）（詳細は別表のとおり。）

### 3. 貸付対象の拡大への適切な対応

- (1) 地方公営企業等金融機構法の改正により、公営企業に係る地方債以外の地方債の資金の貸付けも対象とされ、平成 21 年度地方債計画において、一般単独事業及び臨時財政対策債に機構資金が計上されたことを踏まえ、平成 21 年度の貸付対象を従前より拡大する。
- (2) これらの事業に対し、その事業の内容及び性格等を十分踏まえ、貸付利率、償還年限等の貸付条件を適切に設定し貸付けを行う。

### 4. 貸付条件

貸付条件のうち、償還年限について最長 28 年としていたものを 30 年に延長するなど一部見直しのうえ貸付けを行う。

### 5. 審査

貸付対象の拡大に伴う貸付審査業務の増加を踏まえ、引き続き市場の信認を得られるよう、貸付けに際し必要な審査を適切に実施するものとする。

## 平成21年度事業別貸付計画（改定後）

（単位：億円）

事業等名	区分	平成21年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 平成20年度 貸付計画額 (公庫+機構)
			当年度分	過年度分	合計		
一般会計債	公営住宅事業	258	2	256	258	256	272
	一般事業	134	1	133	134	133	136
	地域活性化事業	209	2	-	2	207	-
	防災対策事業	301	3	-	3	298	-
	合併特例事業	2,336	23	-	23	2,313	-
	地方道路等整備事業	2,045	20	2,358	2,378	2,025	2,441
	計	5,283	51	2,747	2,798	5,232	2,849
	臨時財政対策債	5,000	3,000	-	3,000	2,000	-
	（一般会計債等分計）	10,283	3,051	2,747	5,798	7,232	2,849
公営企業債	水道事業（上水道）	1,408	563	919	1,482	845	1,562
	（簡易水道）	168	67	110	177	101	186
	交通事業（一般交通）	67	27	32	59	40	56
	（都市高速鉄道）	749	300	491	791	449	836
	病院事業	733	293	434	727	440	654
	下水道事業	5,142	2,056	2,924	4,980	3,086	4,916
	工業用水道事業	144	58	84	142	86	150
	電気事業（水力発電を除く）	5	2	5	7	3	9
	（水力発電）	2	1	0	1	1	0
	ガス事業	7	3	4	7	4	8
	介護サービス事業	2	1	6	7	1	9
	市場事業	47	19	20	39	28	27
	と畜場事業	3	1	1	2	2	2
	駐車場事業	2	1	3	4	1	10
	有料道路事業	-	-	-	-	-	1
	小計	8,479	3,392	5,033	8,425	5,087	8,426
港湾整備事業	53	21	37	58	32	62	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	15	6	3	9	9	10	
地域開発事業	-	-	-	-	-	5	
	小計	68	27	40	67	41	77
	計	8,547	3,419	5,073	8,492	5,128	8,503
	公営企業借換債	-	-	-	-	-	2,000
	合計	18,830	6,470	7,820	14,290	12,360	13,352
	地方公社	-	-	-	-	-	30
	総計	18,830	6,470	7,820	14,290	12,360	13,382

注1) 事業等は、平成21年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 当年度分の貸付計画額は、一般会計債については地方債計画額の1%相当額、臨時財政対策債については地方債計画額の60%相当額、公営企業債については地方債計画額の40%相当額をそれぞれ計上した。

注3) 過年度分は、前年度からの繰越分であり、一般会計債については前年度地方債計画額の99%相当額、公営企業債については前年度地方債計画額の60%相当額をそれぞれ計上した。

注4) 地方債計画改定に伴う増額分については、公営企業債増額分の40%相当額(135億円)を当年度分に計上した。

## 平成21年度の債券発行について

### 1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

### 2. 平成21年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募機構債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行を組み合わせで行うこととし、平成21年度においては、政府保証のない公募機構債を6,000億円(うち10年債を3,000億円、20年債を2,000億円、5年債・その他1,000億円)、縁故債を4,000億円(全額10年債)発行する予定。

(2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成21年度においては、8,200億円を発行する予定。

### 3. 機構債券発行の基本的スタンス

必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら債券発行を行う。

#### (1) 資金調達手段の多様化

資本市場のニーズに合致した債券発行

安定的な資金調達を行っていく観点から、10年債の発行を中心としつつ、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理の観点や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努める。

債券発行の手法

債券発行を行うに当たっては、特に10年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図りつつ、他の年限についても、計画的かつ機動的な債券発行を行う。

#### 多様な市場における債券発行

公営公庫時代に培ったJFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

#### (2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

##### 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

##### 積極的なIRの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施する。

##### 平成21年度債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成21年3月及び9月に債券発行計画の公表を実施する。(3月公表分は別添のとおり)

#### (3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

## 平成 2 1 年度上半期における債券発行計画

## 1. 一般担保付債（非政府保証公募債）について

（単位：億円）

債券の種類	上半期予定額	年間発行予定額
10年満期一括固定利付債	1,500程度	3,000
20年満期一括固定利付債	1,000程度	2,000
5年満期一括固定利付債 及びその他の債券	500程度	1,000
計	3,000程度	6,000

10年債については、原則毎月発行する予定。

20年債については、年間5～6回程度発行する予定。

## 2. 政府保証債について

（単位：億円）

債券の種類	年間発行予定額
10年債	8,200

（注）

1. 政府保証債については、国の平成21年度予算（案）の成立及び公庫債権管理計画の認可が前提。
2. この計画は、貸付の実行状況、市場環境等により発行額を変更することがありうる。
3. 発行に関する情報については、発行の都度ホームページ等を通じて公表する予定。

## 平成21年度のリスク管理及び内部統制について

### 1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を行う。

### 2. リスク管理の基本スタンス

#### (1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

経営審議委員会、会計監査人のチェックをはじめとして、機構内部においても、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部から独立したリスク管理統括室により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

#### (2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に極めて大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が非常に大きいという特色を有している。

このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

特に、公営公庫時代と異なり、機構においては、中長期の観点からのALMを本格的に開始させ、その下で債券発行等のオペレーションを行うこととする。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標を設定し、当該指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

### 3．内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、平成21年度においては、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行い、またその評価を実施する。

また、平成21年度決算分から法令に基づき内部統制報告書を作成することから（平成22年度当初に作成予定）、平成21年度中にそのために必要な準備を進める。



## 平成 2 1 年度の地方支援業務について

### 1 . 基本的な考え方

今後発行市場の自由化が一層進展すると想定されるなど、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために、地方公共団体等のニーズを十分に把握しながら、「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の 3 分野にわたり必要な支援を実施する。

なお、平成 2 3 年度以降の事業の本格的な展開を目指し、平成 2 2 年度までを「地方支援業務の事業展開の基盤づくり」の時期と位置付け、事業を展開する。

### 2 . 平成 2 1 年度における具体的な事業展開について

「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の 3 分野における具体的な平成 2 1 年度実施予定事業は以下のとおり。

#### (1) 「調査研究・情報提供」分野

調査研究事業として国内における各地方公共団体の銀行等引受債（縁故債）の実態に関する分析や、諸外国の地方債制度や地方債共同発行機関の実態等について、継続的な定点観測及び分析を実施する。

情報提供事業として地方公営企業調査研究の成果について、情報提供する。

#### (2) 「人材育成」分野

地方自治関係団体が地方公共団体職員に対して実施する研修会等のサポートや、平成 2 0 年度より実施している O J T 研修を引き続き実施し、地方公共団体職員の金融関連業務に係る実務能力の育成を図る。

#### (3) 「資金調達に係る実務支援」分野

地方債関係団体や市場公募債発行団体との合同 I R を実施するほか、個別地方公共団体の公募地方債発行を支援する。